

船舶インシデント調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和2年5月21日 15時30分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市沖島東南東方沖（琵琶湖南東部） 伊崎三等三角点から真方位275°620m付近 （概位 北緯35°12.1′ 東経136°04.9′）
インシデントの概要	プレジャーボートレンジャー198VXは、西進中、定置網のロープが推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年5月21日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート レンジャー198VX、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	253-32775滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型（1海里限定）・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2～3、視界 良好 水象：波高 約0.8m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、購入したばかりの魚群探知機の性能確認を兼ね、魚群探知機の画面を見ながら極微速力前進として西進中、小型定置網漁業施設（以下「本件施設」という。）に進入し、施設用のFRP製杭から錨に繋がれた浮揚性のあるロープ（以下「本件ロープ」という。）が推進器に絡まって運航不能となった。 船長は、本件施設のある水域が滋賀県琵琶湖等水上安全条例により5月1日から11月30日までの間、航行が禁止されていたことを知らなかった。
分析	本船は、船長が魚群探知機の画面を見ながら航行していたところ、本件施設のある水域に進入したことから、本件ロープが推進器に絡まり、運航不能となったものと考えられる。 船長が、本件施設のある水域が滋賀県琵琶湖等水上安全条例により5月1日から11月30日までの間、航行が禁止されていたことを知らなかったことは、同水域に進入し、本件ロープが推進器に絡まり、本船が運航不能となったことに関与したものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が魚群探知機の画面を見ながら航行していたところ、本件施設のある水域に進入したため、本件ロープが推進器に絡まったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、魚群探知機の画面に気を取られることなく、周囲の見張りを適切に行うこと。・ 船長は、滋賀県琵琶湖等水上安全条例を遵守し、事前に航行が禁止されている水域等を把握しておくこと。 |
|--|--|